

定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和3年1月14日（木）13：00～13：50

場 所：日本薬剤師会第二会議室

出 席 者：山本会長、安部副会長、磯部専務理事

提出資料：

1. 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令について（国民の皆さま及び薬剤師の方々へのお願い）
（令和3年1月7日付 日薬発第240号）
2. 医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について
（令和3年1月12日付 日薬業発第426号）
3. 新型コロナウイルス感染症対応 日本薬剤師会 店舗休業補償制度について
（令和3年1月8日付 日薬発第241号）
4. 令和3年度政府予算案及び税制改正の大綱（閣議決定）について
（令和2年12月24日付 日薬業発第408号）
5. 小林化工株式会社の事案における医療用医薬品の供給不足に係る対応について
（令和2年12月28日付 日薬発第233号）
6. 令和3年度年間会議予定（案）について

1. 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令について（国民の皆さま及び薬剤師の方々へのお願い）

山本会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）拡大に伴い、首都圏を対象とする政府からの緊急事態宣言発令を受け、本会では国民の皆さまと薬剤師の方々へ、COVID-19感染拡大防止に向けたメッセージを公表した。

特に、国民の皆さまには、「3つの密（密閉、密集、密接）をさけること」、「マスクの着用」、「手洗い、換気、加湿の励行」、「不要不急の外出の自粛」をお願いしたい。また、薬剤師の方々には、薬剤師自らが地域住民の方々の感染防止の範となり、薬局内はもとより、勤務する薬剤師や他のスタッフの感染防止対策について再点検を実施いただくこと、及び地域住民・患者さんに対する医薬品の提供が滞ることのないように要請を行った。

2. 医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について

磯部専務理事より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

COVID-19に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症にかかるワクチンの接種について（案）」（令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会（第19回）資料）において、まずは医療従事者等への接種を行うこととされており、現在、接種体制や接種順位等についてパブリックコメントが行われているところである。

今般、接種体制の構築に係る標準的な進め方等について、厚生労働省健康局健康課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に通知をされるとともに、本会に対しても薬局の医療従事者への接

種体制の構築について協力依頼があった。

医療機関・薬局の医療従事者等への接種については、都道府県との連携と協力の下、各医療関係団体により、会員が所属する施設の接種予定者数の把握、接種場所の確保、接種予定者リストの作成のとりまとめ等を行うこととされている。

また、会員が所属しない施設についても、都道府県の要請を受け、出来るだけ各団体で実施するように求められ、ワクチン接種を希望する人数（医療従事者向け優先接種：約300万人を対象）を把握し、接種場所を確保した上で、クーポン券付き予診票が発行される予定となっている。

3. 新型コロナウイルス感染症対応 日本薬剤師会 店舗休業補償制度について

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会では、「新型コロナウイルス感染症対応 日本薬剤師会、店舗休業補償保険」の取扱いを本年2月15日より開始をする。

本制度は、日薬正会員である「開設者」、「法人代表者」、「管理薬剤師」の登録がある薬局（または店舗販売業）を対象に、勤務する薬剤師、事務職員がCOVID-19に感染もしくは濃厚接触をした場合に、一時的に休業を余儀なくされた時の喪失利益やPCR検査費用、消毒費用等を保証する制度である。会員の保険料は15,000円、保証期間は2021年2月15日から2022年2月15日（中途加入は申し込み翌日から2022年2月15日）までである。

募集案内の発送は、2020年12月21日時点の加入対象者宛に2021年1月下旬を予定している。

4. 令和3年度政府予算案及び税制改正の大綱(閣議決定) について

磯部専務理事より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

令和3年度政府予算案及び税制改正の大綱については、12月21日に閣議決定をされたので、報告をする。

①令和3年度薬剤師・薬局関係予算案の概要

日薬として特に関心を持つ内容は、「薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討（卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討）」と「薬剤師確保のための調査・検討」である。

チーム医療の進展や薬物療法の高度化等に対応するために、免許取得後の薬剤師に向けたカリキュラムの作成と、薬剤師の地域偏在を解消するための調査・検討等については、しっかりと対応すると共に、小児分野の医療機関等と薬局との連携体制構築に向けた取組の支援を行う。

さらに、「医療情報化等の推進」の電子お薬手帳の機能追加等についても引き続き取り組む所存である。

また、「病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業」では、病院薬剤師を活用した医師等からのタスク・シフティングにかかる先進的な取り組みを収集することで、好事例を全国に共有することにより、医師等の働き方改革の推進を図るための予算がある。当該事業については日本病院薬剤師会と連携し、しっかり対応していきたい。

②令和2年度第三次補正予算案

令和2年度の第三次補正予算案としては、「新たな日常にも対応する処方箋の電子化に向けた

システム構築」、「薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査検討（ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）」、「全国薬局機能情報提供制度の全国統一的なサイトの構築」、「医療機関・薬局の感染拡大防止等の支援」、「小児科等への支援や新型コロナウイルス感染症からの回復患者の転院支援に係る診療報酬上の特例的な対応」が盛り込まれており、これらについても引き続き、対応を考えていきたい。

5. 小林化工株式会社の事案における医療用医薬品の供給不足に係る対応について

磯部専務理事より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

今般、小林化工株式会社（以下、当該企業）のイトラコナゾール錠へのリルマザホン混入事案の関連に伴い、当該企業で製造された薬については全製品出荷停止となった。この件については、国と共に後発医薬品の使用を推進してきた立場として強い憤りを感じていると共に、医薬品を供給する製造販売事業者として責任を全うすることを強く求めた。

一方で、当該企業が製造している医薬品で医療上に必須なものも多数存在するため、シェアの多い医薬品の供給不安発生時に対応するための「医薬品供給調整スキーム」を発動させると共に、代替医薬品の確保や情報提供についても早急に取り組んでいただくように当該企業、日本ジェネリック製薬協会、日本製薬団体連合会（以下、日薬連）、厚生労働省にも申し入れを行った。今後も引き続き、薬局が医薬品供給体制において混乱しないように、当該企業等の対応を注視していきたい。

6. 令和3年度年間会議予定（案）について

磯部専務理事より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

1月13日に開催された本会第10回理事会及び第3回都道府県会長協議会において、令和3年度の年間会議予定が確認されたので、報告をする。

なお、今後、COVID-19対応等により、年間会議が変更になった際には、速やかに連絡を行う予定である。

記者からの質問は以下の通り

記者：日医工が、1月13日に発表した自主回収（30成分38品目）について日薬の意見を伺いたい。

山本会長：小林化工や日医工に限らず、後発医薬品を作る全てのメーカーが、医薬品を作る姿勢そのものに対して問題があるように思う。決められた手順通りに作れば問題も起きないはずだが、製造過程を変える意図が理解できない。現場で調剤をしている薬剤師からすれば、極めて不可解なことであると思うし、日薬としても許しがたい。薬価の問題についても考えていかなければならないが、それとは別に品質の良い医薬品を製造する、販売責任を各自で持っていたかかないと、日本の薬物治療は壊滅的な打撃を受けることになると思う。

記者：小林化工の問題（抗真菌剤イトラコナゾールへの睡眠導入剤混入による自主回収）について、その後の経過を伺いたい。

磯部専務理事：小林化工のホームページには、「代替医薬品の確保など、医薬品の安定供給に向けて全力を尽くして取り組んでいく。要請を受けた事項を含め、詳細が決まったら随時報告をす

る」と掲載をされているのみであり、それ以降の報告はまだ受けていない。

記者：日薬は、薬局で起こっている法令遵守上の問題として、エリアマネージャーについても問題視をしているという認識でよいか。

機部専務理事：その通りである。これまでに薬局で起きた法令上の問題として主に、①開設法人の代表者や役員が率先して、法令違反を薬剤師に指示するケース、②開設法人の代表者や役員が言い逃れを行って責任を取らないケース、③薬局の運営や管理の責務を規定されている開設者及び管理薬剤師以外の立場にある者（例：エリアマネージャー）が、管理薬剤師に指示をする等、法令違反を薬剤師に指示するケース、の3点があると理解している。特に③のケースにおける、開設者及び管理薬剤師以外の立場にある者が、管理薬剤師に対する指示等の権限を有する組織体制では薬機法で規定する責任体制を揺るがし、法令遵守の上で不適切であると認識すると共に、エリアマネージャーの不適切な行為によって薬局の法令違反が生じた場合には、エリアマネージャーを選任した開設者に選任責任が問われるものであることを明確にするべきであると考えている。

次回の定例記者会見は、令和3年1月28日（木）、15：00～

以上